



曾於市自殺対策計画

令和2年度～令和6年度

概要版



令和2年3月
鹿児島県 曾於市





① 計画の概要

■ 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10 年以降、毎年 3 万人を超える深刻な状態であったことから、国は平成 18 年に「自殺対策基本法」を制定し、平成 19 年には、自殺対策基本法に基づく、自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定しました。これを機に、自殺予防の取組は、「個人の問題」から「社会の問題」へと認識の転換が図られ、総合的な自殺対策が推進された結果、自殺で亡くなる人の数は平成 22 年以降、8 年連続で減少しています。しかし、年間の自殺者数は依然として 2 万人を超えるという非常事態が続いています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。このなかで、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、すべての市町村が「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

■ 計画の性格と位置づけ

本計画は曾於市総合振興計画を上位計画とし、関係する各種計画との整合を図りながら推進する計画です。

自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく市町村計画として、国の「自殺総合対策大綱」、及び県の「自殺対策計画」の基本的視点をふまえて策定します。

■ 計画期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね 5 年に一度を目安として改訂されていることから、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 箇年を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、評価・検証を行いながら、適宜内容の見直しを行うこととします。

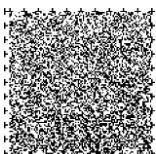
■ 数値目標

国の自殺総合対策大綱においては、令和 8 年（2026 年）までに、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年（2015 年）と比べて 30% 以上減少させることを目標としています。そこで、本市では、当面の目標値として、本計画期間である令和 6 年（2024 年）までの 5 年間で、6 人以下を目指すこととします。

	2017 年 (平成 29 年)	2024 年 (令和 6 年)	2026 年 (令和 8 年)
自殺者数の目標値	11 人	6 人以下	3 人以下

※自殺率とは、人口 10 万人当たりの年間自殺者数を示します。

※国の「自殺総合対策大綱」における目標は、2026 年までに 2015 年（平成 27 年）と比較し、30% 以上減少させることとしています。

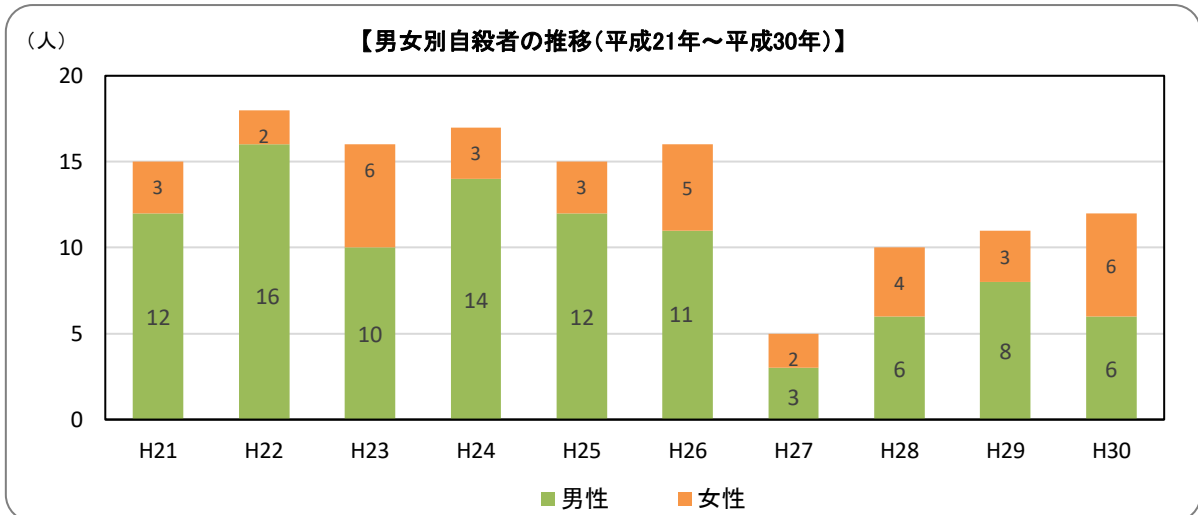




②曾於市の自殺者の現状

■男女別自殺者数の状況

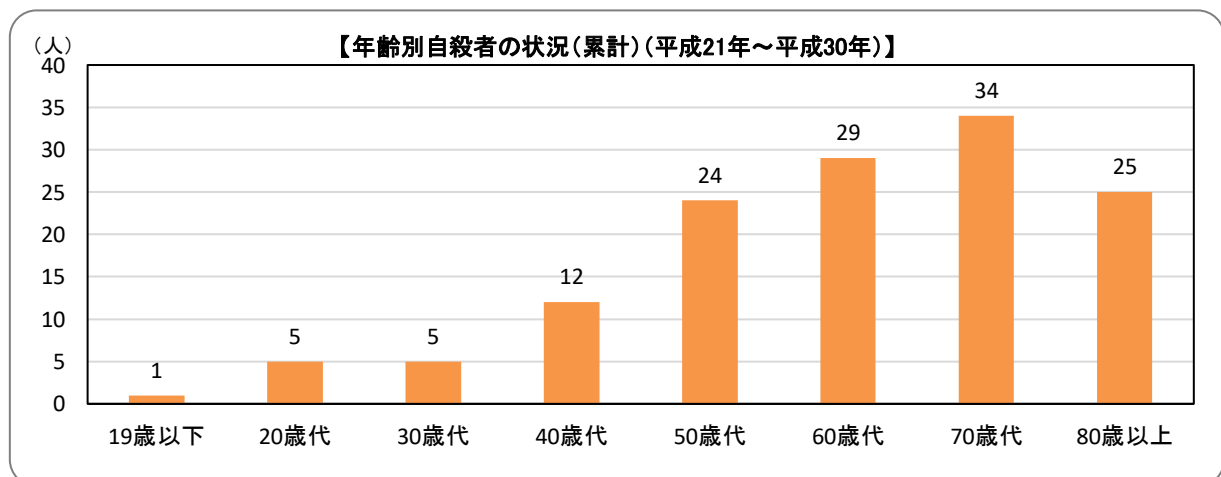
平成21年から平成30年までの10年間の合計を男女別で見ると、男性98人、女性37人と男性が全体の72.6%と多い傾向となっています。またこの期間を自殺死亡率で見ると、男女ともに自殺者がいた場合、全国、鹿児島県に比べて高い状況にあります。



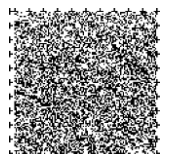
(資料：自殺統計)

■年齢別自殺者数の状況

平成21年から平成30年までの10年間の合計を年齢別で見ると、50歳代以上が高くなっています。また地域自殺実態プロフィールより、平成25年から平成29年度まで自殺率の平均を年代別、男女別で、全国及び鹿児島県と比較すると、男性では20歳未満、60歳代以上で、女性では40歳代以上で全国及び鹿児島県を上回っています。特に男性は高齢者が高い状況にあります。



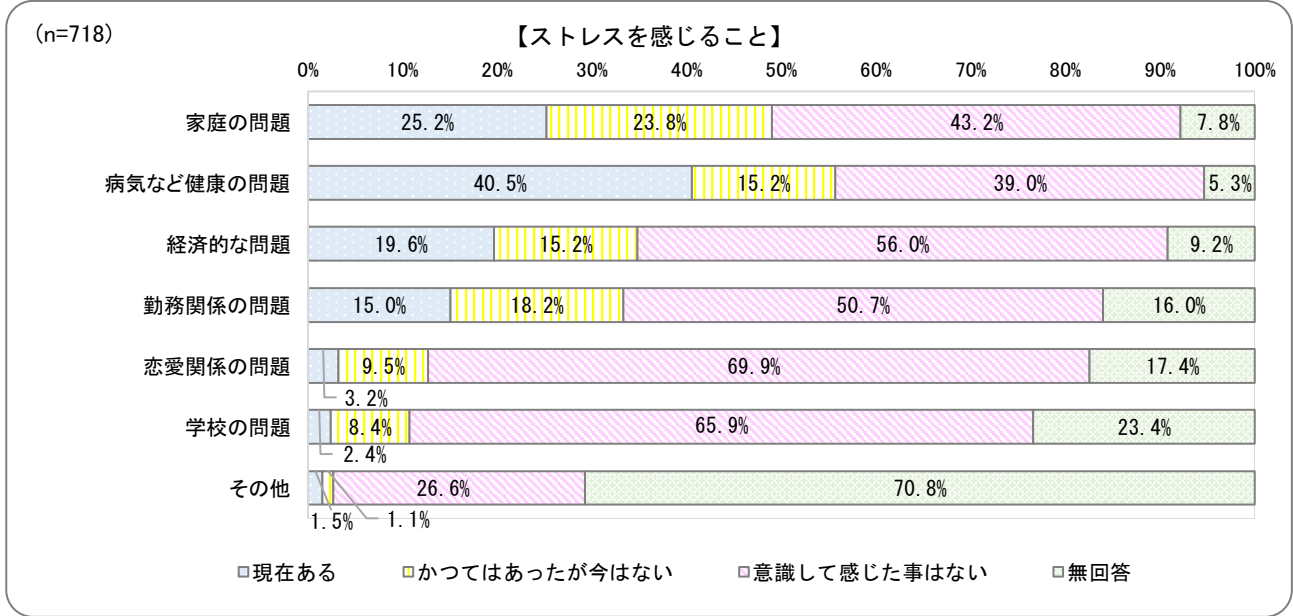
(資料：自殺統計)



■ アンケート調査結果

あなたは日頃、次の問題に関して、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることがありますか。(それぞれに○は1つ)

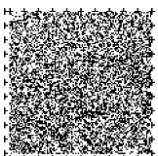
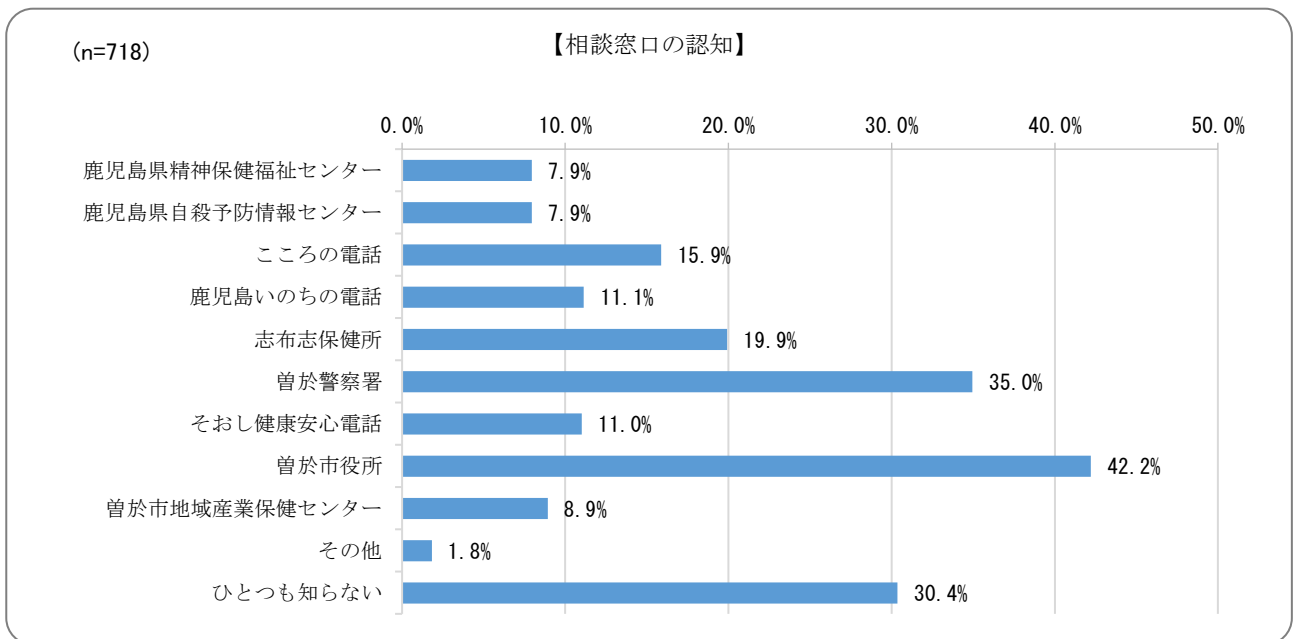
悩みや苦勞、ストレス、不満については、「現在ある」は「病気などの健康問題」が40.5%と最も多く、次いで「家庭の問題」が25.2%、「経済的な問題」が19.6%となっています。



あなたは次のこころの相談窓口を知っていますか。(○はいくつでも)

心の相談窓口の認知度については、「曾於市役所」が42.2%で最も多く、次いで、「曾於警察署」が35.0%、「ひとつも知らない」が30.4%となっています。

年代別でみると、10歳代から40歳代では、「ひとつも知らない」が4割以上を占めていますが、70歳代では「曾於市役所」が5割を超えています。



③ 自殺対策の基本理念及び基本方針



■ 基本理念

自殺は、その大半が防ぐことができる社会的な問題であり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す上で、地域、家庭、学校、職場などの様々な場所で、個々の様子に気づき、必要に応じて専門機関等へつなぐことが自殺予防においては重要であり、早期の段階で悩んでいる人に気づく身近な支援者を増やし、共生・協働の地域づくりを進めていくことが必要です。

そのため、本計画の基本理念（目指す姿）を「誰も自殺に追い込まれることのない曾於市を目指して」とし、様々な分野の人々や組織が密接に連携し、かけがえのない命を支え合うまちづくりを目指します。

～誰も自殺に追い込まれることのない曾於市を目指して～

■ 基本方針

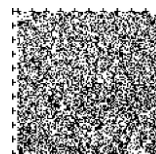
曾於市における自殺対策の課題解決を図るため、次の5点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。

(1) 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策の推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組の推進

自殺で亡くなった人のうちおよそ7割の人が、自殺で亡くなる前に、専門機関等に相談に行っていたとされています。さまざまな悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながることができるよう、さまざまな分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが重要です。特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。



(3) 対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策の効果的な連動

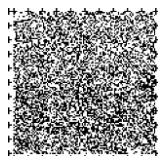
自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。加えて、「自殺の事前対応よりもさらに前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。

(4) 自殺対策における実践的な取組と啓発の両輪での推進

効果的な自殺対策を展開するためには、当事者へのさまざまな支援策を展開し、支援関係者との連携を図るなどの実践的な取組と同時に、この実践的な取組が地域に広がり、そして根付くために、自殺対策に関する周知・啓発と両輪で推進していくことが重要です。特に自殺に対する基本的な理解や、危機に陥った人の心情や背景への理解を進め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが求められます。すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、雇用問題や金銭問題などのケースに応じて、役所職員や精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

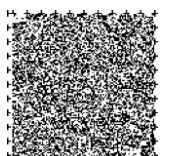
(5) 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働した取組

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない曾於市を目指して」を実現するためには、市だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。



■ 施策体系図

基本理念	基本方針	基本施策	施策内容
誰も自殺に追い込まれることのない曾於市を目指して	(1) 生きることの包括的な支援として推進する (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる (4) 実践と啓発を両輪として推進する (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する	地域におけるネットワークの強化	市民の理解促進 いのちを支える地域ネットワークの構築
		自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパーの養成 相談支援体制の充実
		住民への啓発と周知	啓発活動の推進 こころの健康についての理解促進
		生きることの促進要因への支援	【重点施策1】 高齢者に対する支援 【重点施策2】 生活困窮者に対する支援 【重点施策3】 勤務・経営問題対策 妊産婦・子育てをしている人への支援
		児童生徒のSOSの出し方に関する教育	学校・家庭における早期発見に向けた取組 子どもの相談体制の充実



④ 身近にある「相談窓口」一覧



【曾於市内】

相談窓口	電話番号	相談内容
曾於市福祉事務所 社会福祉係	0986-72-0936	障がい者全般に関する相談
曾於市福祉事務所 生活相談支援センター	0986-72-0011	生活困窮者に対する就労, 家計等に関する相談
曾於市役所 介護福祉課	0986-76-8807	福祉, 介護保険等に関する相談
曾於市大隅支所 保健福祉課	099-482-5925	保健, 福祉等に関する相談
曾於市役所 保健課	0986-76-8806	健康増進, 母子保健等に関する相談
そおし健康安心電話	0120-177-282	身体の症状, 医療機関等に関する相談
曾於市地域包括支援センター	0986-76-8824	介護保険, 権利擁護等に関する相談
末吉地域福祉相談センター	0986-76-7382	介護保険, 高齢者サロン等に関する相談
大隅地域福祉相談センター	099-482-6333	介護保険, 高齢者サロン等に関する相談
財部地域福祉相談センター	0986-72-3732	介護保険, 高齢者サロン等に関する相談
曾於市社会福祉協議会	0986-72-0460	高齢者, 家族問題, 介護等に関する相談
曾於市消費生活センター	0986-76-8823	債務, 詐欺等に関する相談
曾於市教育委員会 学校教育課 (適応指導教室)	0986-76-5588	登校できない児童生徒に関する相談

【鹿児島県内】

相談窓口	電話番号等	相談内容	
こころの健康に関する相談	県精神保健福祉センター	099-218-4755	さまざまなこころの悩み, 依存症等についての相談
	こころの電話	099-228-9566 099-228-9567	精神的不安等, 心の悩みごとに関する相談
	鹿児島いのちの電話	099-250-7000	自殺などのさまざまな困難を抱え, ひとり悩む方々の相談
	自殺予防情報センター	099-228-9558	自殺を考えている方の相談, 大切な人を自死によって亡くされた方の相談 等
	志布志保健所	099-472-1021	こころの健康に関する相談
	曾於警察署	099-482-0110	近隣トラブル等に関する相談

曾於市自殺対策計画 概要版

曾於市 福祉事務所 社会福祉係

〒899-4192 鹿児島県曾於市財部町南俣 11275 番地
電話 0986-72-0936 (直通)

